

令和6年 第1回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月24日（水）午後3時30分から午後4時35分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (16人)

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	3番	石田 光
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局参事 磯部高志

農地調整係 係長 荻原美江

主査 飯塚康夫

主任 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

主事補 島田佳汰

7. 会議の概要

事務局参事 ただいまから、令和6年第1回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議 長 開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局、お願いします。

事務局参事 はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、16名でございます。
また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。

議 長 事務局の報告のとおり、出席委員数は16名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
ただいまから、令和6年第1回佐野市農業委員会総会を開会いたしま

す。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号7番 深澤雄二委員、議席番号14番 澁江修身委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、柿沼誠一郎主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に

について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条745番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.2km 所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、管理機、草刈機、動力噴霧器各1台を所有しております。主な経営作物は米、馬鈴薯、玉ねぎ、白菜等となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は340日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当しませんので、総合意見としては許可相当と思われまます。

3条746番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.05km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、乗用草刈機2台を所有、トラクター、管理機各1台を所有予定です。主な経営作物は、米、長ネギ、きゅうり、トマト、柿、栗等となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は240日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に

確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条747番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.85km 所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、刈払機、噴霧器各1台を所有しております。主な経営作物は、葡萄となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は300日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条748番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km 所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は300日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条749番 契約内容は、売買・贈与による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は17.0km 所要時間は25分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台を所有しております。主な経営作物は、米、そば、果樹となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は200日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第1号3条747番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条747番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

3条747番 申請人は、6年程前よりシャインマスカットを栽培しており、道の駅に出荷もしております。初めは趣味の延長で挑戦してみた

農業ですが、実際に始めてみるとおいしい葡萄が収穫できたことから、今後も継続して農業をやっていききたいと思い、今回農地を取得し、葡萄を中心に営農していく予定となっています。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、お一人で農業経営をしていきます。作付計画としましては、葡萄の栽培を行っていく予定となっております。販売先は、道の駅を予定しております。以上のようなことから総合的に判断した結果、審査会の意見としては適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。以上で審査会の結果の報告が終わりました。ここで、議事参与の制限の関係により、議長を新井会長職務代理者と交代します。新井会長職務代理者、議長席へ申し上げます。

職 代

質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第1号農地法第3条の745番について、議席番号16番 大芦 宏委員が議事参与の制限に該当します。745番について審議します。大芦 宏委員の退室をお願いします。

(大芦委員 退室 15:50)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の745番について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号農地法第3条の745番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。大芦 宏委員の入室をお願いします。

(大芦委員 入室 15:51)

ここで、議長を大芦会長と交代します。大芦会長、議長席へ申し上げます。

議 長

次に、農地法第3条の745番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の745番以外の案件について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号農地法第3条の745番以外の案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号5条1052番から1059番について、調査班、お願いします。

調査班

5条1052番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われま

す。5条1053番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は既存の施設の拡張に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1054番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1055番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1056番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1057番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1058番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1059番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地

のため、原則不許可です。立地基準は既存の施設の拡張に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号の1053番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、1053番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって1053番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、1053番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和6年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号非

農地531番について、調査班、お願いします。

調査班

非農地531番について報告いたします。

願出地の周囲には農地はないため、営農に支障はないと思われます。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号「佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、このことについて佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和6年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

説明に入る前に、佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更の内容について説明させていただきます。佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更とは、農業振興地域内の農用地区域内の農地(青地)を農業用倉庫や畜舎などの用途で利用可能な農業振興地域内の農業用施設用地へ変更することを言います。通常、農用地区域内の農地で農地以外の利用をする際は、農地転用許可等の前に農用地区域からの除外を行いますが、農業用の用途と認められれば除外せず軽微な変更の手続きで済みます。委員の皆様には、農用地区域から農業用施設用地へ変更した後に、農地転用許可等の見込みがあるかについて審議していただくものとなります。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。軽微な変更33番から35番について、調査班、お願いします。

調査班

軽微な変更33番について報告します。

2の検討状況ですが、農業用施設用地に変更された後、転用目的が農業用施設用地ということから不許可の例外事由に該当します。また、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは有りと思われれます。

軽微な変更34番について報告します。

2の検討状況ですが、農業用施設用地に変更された後、転用目的が農業用施設用地ということから不許可の例外事由に該当します。また、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは有りと思われれます。

軽微な変更35番について報告します。

農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が2a未満で、転用目的が自己の耕作のための農業用倉庫であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われれます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は変更後の農地法の見込みは有りと思われれます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については、農用地区域内の用途区分の変更がされた場合の農業用施設用地への転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成に委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号については農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可等の見込みの有

無を有とすることに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして、議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和6年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。所有権移転関係の7番について、議席番号9番 小林秀男委員が議事参与の制限に該当します。7番について審議します。小林秀男委員の退室をお願いします。

(小林委員退室 16:24)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。所有権移転関係の7番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号所有権移転関係の7番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。小林秀男委員の入室をお願いします。

(小林委員入室 16:25)

次に、利用権設定関係、所有権移転関係の7番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係、所有権移転関係の7番以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号利用権設定関係、所有権移転関係の7番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和6年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和6年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

すでに中間管理権の設定された農地について、新たな担い手に貸し付ける計画となっています。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました「農地法第4条及び第5条申請に係る意見聴取（令和5年12月分）に対する回答について」をご覧ください。令和5年第13回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可書を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和6年第1回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

16時35分閉会